

## ○職員之苦情ノ処理ニ関スル規則

( 平成 17 年 3 月 24 日 )  
規則第 1 号

改正 平成 25 年 11 月 29 日 規則第 5 号

平成 28 年 2 月 24 日 規則第 3 号

令和 5 年 2 月 28 日 規則第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、東京都市町村公平委員会を共同して設置する市町村及び一部事務組合（以下「関係団体」という。）の職員（離職した職員を含む。次条及び第 4 条第 1 項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

**第 2 条** 職員は、東京都市町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第 22 条の 4 又は第 22 条の 5 の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員の指名及び委員への委任)

**第 3 条** 公平委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、公平委員会の事務職員のうち、苦情相談に係る問題の解決のために必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）として指名する。

2 公平委員会は、必要があると認めるときは、苦情の処理に係る事務の一部を、公平委員会の委員（以下「職員相談委員」という。）に委任することができる。

(事案の処理)

**第 4 条** 職員相談員は、苦情相談を申し出た職員（以下「申出人」という。）に

対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会又は職員相談委員の指揮監督の下に、指導その他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成25年規則第4号）第5条第1項の規定による受理、又は不利益処分に対する審査請求の手續等に関する規則（昭和42年規則第3号）第9条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

**第5条** 職員相談員は公平委員会又は職員相談委員の指揮監督の下に、申出人その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成等）

**第6条** 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

**第7条** 公平委員会の委員及び職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員並びに申出人の所属する関係団体の関係者は、申出人の公共団体名、所属部課名、職名及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

**第8条** 関係団体の任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（公平委員会及び関係団体の協力）

**第9条** 公平委員会は、関係団体の任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、公平委員会及び関係団体の任命権者は、苦情相談に

係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(補則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、公平委員会が定める。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年11月29日規則第5号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則** (平成28年2月24日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年2月28日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定による採用は、この規則による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第2条第2号に規定する法第22条の4又は第22条の5の規定による採用とみなす。